

## I. 休日の部活動の段階的な地域移行

実施拠点数：114カ所（都道府県・政令市へ委託予定）

47都道府県：2カ所（市・町村） 20政令市：1カ所

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むために、**全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施**し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげる。

### 実践研究の実施

#### <主な実践課題>

- **地域人材を確保・マッチング**する仕組みの構築
- 生徒への適切な指導に必要な**地域人材の研修**の実施
- 平日と休日の**一貫指導のための連携・協力体制**の構築
- **費用負担**の在り方の整理
- 地域部活動の**運営団体**の確保 等

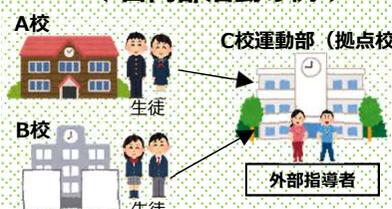
課題の検証  
研究成果の発信

休日の地域部活動の  
全国展開

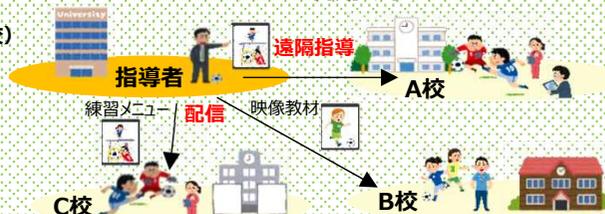
## II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における**合同部活動**や**ICT活用**によるスポーツ・文化活動の機会の充実に向けた実践研究を実施する。
- 各地域で生徒にとって望ましい大会の推進に向け、**運動部活動の大会に関する調査研究**を実施する。

#### <合同部活動の例>



#### <ICT活用の例>



生徒にとって望ましい持続可能な部活動と  
学校の働き方改革の両立を実現



# 令和3年度予算案における積算の考え方【運動部活動】



## I. 休日の部活動の段階的な地域移行

実施拠点数：114カ所

47都道府県：2カ所（市・町村） 20政令市：1カ所

### < 1校当たりの積算単価 >

- A) 都道府県（市部） …… 1,675千円
- B) 都道府県（町村部） …… 1,144千円
- C) 政令指定都市 …… 1,675千円

### < 実施形態 >

都道府県・政令市に委託予定  
(67カ所)

※ 費目内訳

謝金（指導者、事務局職員）、旅費（指導者、事務局職員）、会議開催経費 等

※ 謝金（1校当たり）

< 都道府県（市部）・政令市 >

指導者 5部活 × 週1日（休日3h） × 年45週 × @1,600円 = 1,080千円（年間）

事務局職員 週1日（休日3h） × 年45週 × @1,000円 = 135千円（年間）

< 都道府県（町村部） >

指導者 3部活 × 週1日（休日3h） × 年45週 × @1,600円 = 648千円（年間）

事務局職員 週1日（休日3h） × 年45週 × @1,000円 = 135千円（年間）

## II. 合理的で効率的な部活動の推進 (合同部活動やICT活用に関する実践研究)

地域数：10カ所

都市部：5カ所 過疎地域：5カ所

### < 1校当たりの積算単価 >

- A) 都市部 …… 1,454千円
- B) 過疎地域 …… 1,823千円

### < 実施形態 >

都道府県・市区町村に委託予定  
(10カ所)

※ 費目内訳

謝金（指導者）、旅費（指導者）、会議開催経費、シャトルバス借損料（※過疎地域のみ） 等

※赤字部分は、概算要求時にお示した資料からの変更点

# 契約締結までのスケジュール（イメージ）【運動部活動】

✓ 新年度当初から円滑に事業を実施するために以下のスケジュールを予定

## ◆ 委託契約までの流れ

1. 事業説明会：1月7日、8日



2. 公募の開始：1月18日～22日頃



3. 公募の締切：2月15日～19日頃



4. 企画提案書の審査：2月下旬



5. 審査結果の通知：3月上中旬



6. 契約手続き：3月中下旬

## ◆ 具体的な準備

- 拠点校・地域の確定
- 関係団体との連携体制の構築
- 運営団体・指導者の確保 等



## ★ 企画提案書の作成・提出



- 関係団体との内容のすりあわせ
- 生徒・保護者への説明
- 指導者への研修の実施 等



## ★ 事業計画書の作成・提出

**令和3年4月～ 契約締結（実践研究の実施）**

※ 本スケジュールはあくまで現時点でのイメージであり、国会における本予算成立までの間、事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があります。また、本事業は予算成立後かつ契約締結後でなければ開始することができないことに留意して下さい。

## 令和 3 年度地域運動部活動推進事業に関する Q&amp;A について

(令和 2 年 1 2 月 2 1 日時点) ※適宜更新予定

## &lt; 休日の部活動の段階的な地域移行 &gt;

## ○事業の趣旨・目的について

問 1 本事業の趣旨・目的は何か。

## ○事業の実施スケジュールについて

問 2 事業実施までのスケジュール・やっておくべきことは何か。

## ○事業の実施内容について

(予算規模・事業形態)

問 3 1 拠点校 / 1 都道府県・政令市当たりの予算額はいくらか。

問 4 本事業は補助事業なのか、委託事業なのか。

問 5 令和 3 年度の実施拠点校が翌年度も継続して事業を実施することは可能か。

問 6 市部と町村部における 1 校当たりの積算額の違いは何か。

問 7 国の政府予算案における積算のとおり、事業を実施しなければならないのか。

(拠点校の選定)

問 8 拠点校について、国が選定するのか。また、選定の基準等はあるのか。

問 9 拠点校について、高等学校を選定してもよいのか。

問 10 拠点校について、都道府県において 2 箇所とあるが、増減は認められるのか。

問 11 拠点校において、文化部活動に関する実践研究を実施してもよいのか。

(自治体において取り組む内容)

問 12 本事業では、具体的にどのような取組を行うのか。

問 13 本事業を実施する際に、再委託することは可能なのか。

問 14 本事業を実施する際に、再々委託することは可能なのか。

問 15 実践研究はすべての都道府県・政令市で必ず実施しなければいけないのか。

問 16 本事業における休日の部活動の位置付けは学校部活動なのか、地域のスポーツ活動なのか。

問 17 拠点校において地域移行に取り組む部活動数は、予算積算上の数(市部 5、町村部 3)は必須か。移行可能な部活動のみでもよいのか。

問 18 休日に加え、平日の部活動を地域移行する場合、本事業の対象となるか。

問 19 来年度当初から、休日の部活動は完全に地域移行した形で、地域スポーツ活動として実施しなければならないのか。

問 20 休日の部活動を地域スポーツ活動として実施する際、事故等に係る責任の所在はどうなるのか。

問 21 休日の部活動を地域スポーツ活動として実施する際、部活動ガイドラインが定める活動時間や休養日を遵守しなければならないのか。

問 22 休日の地域スポーツ活動と平日の学校部活動において、仮に指導者が異なる場合、生徒は混乱するのではないのか。

問 23 拠点校が休日の大会に参加する際は、学校部活動なのか、地域のスポーツ活動なのか。

(対象経費)

問24 事業の対象となる費目は何か。

問25 休日の部活動を地域スポーツ活動として実施する際、生徒の保険料、会場使用料など、これまでの学校部活動に比べて保護者の負担が増える場合があるが、その費用について国の委託費から支出してもよいのか。

(地域指導者の条件)

問26 地域スポーツ活動の指導者を任用する場合、賃金や資格などの雇用条件はあるのか。

問27 地域スポーツ活動の指導者として、部活動顧問等の教師を活用してもよいのか。

問28 地域スポーツ活動の指導者として、既に任用している部活動指導員を活用してもよいのか。

<合同部活動等の推進>

○事業の趣旨・目的について

問29 本事業の趣旨・目的は何か。

○事業の実施内容について

(予算規模・事業形態)

問30 1都道府県・市区町村当たりの予算額はいくらか。

問31 本事業は補助事業なのか、委託事業なのか。

問32 地域移行の実践研究と同様にすべての都道府県・政令市で必ず実施しなければいけないのか。

問33 高等学校における実践研究は本事業の対象となるか。

問34 「都市部」と「過疎地域」の違いは何か。

<その他>

問35 事業に関する説明会は実施しないのか。

## <休日の部活動の段階的な地域移行>

問1 本事業の趣旨・目的は何か。

(答)

先般公表した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」では、教師の負担軽減と生徒にとって望ましい指導の実現を図るため、休日の部活動について、令和5年度以降、段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動（地域部活動）へ移行することとしております。

一方、学校部活動の地域移行に当たっては、様々な課題があることも承知しております。そのため、本事業において、全国各地域で実践研究を行い、課題を整理しながら、地域移行の着実な実施を進めていきたいと考えています。

なお、休日の部活動の段階的な地域移行にかかる基本的な考え方については、別添の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を参照してください。

問2 事業実施までのスケジュール・やっておくべきことは何か。

(答)

来年度当初から、円滑に事業を実施するために、年明け1月18日～22日頃から事業の公募を開始し、2月15日～19日頃に締め切りとする予定です。このスケジュールを踏まえ、各自治体においては、拠点校・地域の確定や運営団体・指導者の確保、生徒・保護者への説明など、具体的な準備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

問3 1拠点校／1都道府県・政令市あたりの予算額はいくらか。

(答)

地域移行の実践研究実施に係る予算額（予定）

全国114箇所（47都道府県×2箇所＋20政令市） 166百万円

1拠点校当たり 1.7百万円（市部） 1.1百万円（町村部）

1都道府県当たり 2.8百万円

1政令市当たり 1.7百万円

問4 本事業は補助事業なのか、委託事業なのか。

(答)

本事業は、国の委託事業として各自治体（都道府県及び政令市）において実施していただくものです。

問5 令和3年度の実施拠点校が翌年度も継続して事業を実施することは可能か。

(答)

令和4年度に向けては、実践研究の進捗状況等も踏まえながら、改めて概算要求を行うため、令和3年度と同様の予算額を確約することは困難ですが、令和5年度以降の休

日の部活動の段階的な地域移行に向けて、継続して取組を進める必要があり、令和3年度の実施拠点校については、令和4年度についても事業を実施していただきたいと考えています。

問6 市部と町村部における1校当たりの積算額の違いは何か。

(答)

市部と町村部の予算積算上の差額は、部活動数の違いであり、市部は5部活、町村部は3部活として積算しています。

問7 国の政府予算案における積算のとおり、事業を実施しなければならないのか。

(答)

政府予算案における国の積算は、あくまで、自治体において事業実施に向けて検討する際の目安としていただく趣旨で示しているものであり、必ずしもこの積算のとおりに事業を実施する必要はありません。

問8 拠点校について、国が選定するのか。また、選定の基準等はあるのか。

(答)

拠点校・地域については、先導的なモデルとして実践研究に取り組む必要があることを踏まえ、委託先となる都道府県・政令市教育委員会において、教師に代わり指導等を担う人材や運営団体の確保が見込まれるなど、事業を円滑に実施できる学校・地域を選定していただきたいと考えています。

なお、拠点校は中学校を想定しており、都道府県教育委員会においては、市部・町村部で1校ずつ選定をお願いします。

問9 拠点校について、高等学校を選定してもよいのか。

(答)

本事業は中学校における取組を想定しているため、高等学校における取組については、本事業の対象ではありません。

問10 拠点校について、都道府県において2箇所とあるが、増減は認められるのか。

(答)

部活動の地域移行を推進するためには、人口や学校の規模、部活動の状況、地域スポーツ環境など、状況の異なる市部・町村部と分けてそれぞれの拠点校において実践研究を実施し、多様な取組事例を創出することが重要であるため、市部・町村部で1箇所ずつ選定いただくようお願いします。

仮に、市部（または町村部）で2箇所選定せざるを得ない場合には、同じ市部（または町村部）でも、多様な取組事例を創出する観点から、できる限り地域の多様性を確保できるように拠点校を選定いただくようお願いします。

また、拠点校を2箇所以上選定しても、原則として、箇所数の増加に伴い交付額が増えるものではありませんが、本事業における予算の配分状況によっては、2箇所を超える拠点校についても、予算の配分を行うことを検討します。

問11 拠点校において、文化部活動に関する実践研究を実施してもよいのか。

（答）

本事業で選定した拠点校において、文化部活動に関する実践研究を実施することは差し支えありません。なお、文化部活動に関する実践研究に対して、本事業の委託費は支出できません。

問12 本事業では、具体的にどのような取組を行うのか。

（答）

これまで学校教育活動の一環として行われてきた休日の部活動について、地域のスポーツ活動に移行するために、例えば、

- ・ 教師に代わって専門的な指導を担う地域人材の確保、マッチングする仕組みの構築
- ・ 休日の部活動を実施する地域スポーツ活動の運営団体の確保
- ・ 平日と休日の指導の連携・協力体制の構築
- ・ 費用負担の在り方の整理
- ・ 学校部活動と地域スポーツ活動の役割分担の整理

などの課題について、拠点校・地域の実情を踏まえ、関係団体と連携しつつ、実践研究に取り組んでいただきたいと考えています。

また、拠点校の取組や成果の情報発信と国への情報提供や、教師の休日の部活動における勤務時間の状況に関する調査に御協力いただきたいと考えています。

問13 本事業を実施する際に、再委託することは可能なのか。

（答）

本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を市区町村教育委員会等の第三者に再委託することができます。ただし、本事業の委託先となる都道府県・政令市教育委員会は、責任を持って再委託先の取組状況を把握するとともに、円滑に事業が実施されるように、拠点校等に対して指導・助言、支援するなど主体的に関与することが必要です。

問 1 4 本事業を実施する際に、再々委託することは可能なのか。

(答)

再委託先が地方公共団体（市区町村）の場合に限り、本事業のうち、再々委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託を受けた事業の一部を第三者に委託（再々委託）することができます。ただし、本事業の再委託先となる地方公共団体（市区町村）は、責任を持って再々委託先の取組状況を把握するとともに、円滑に事業が実施されるように、拠点校等に対して指導・助言、支援するなど主体的に関与することが必要です。

問 1 5 実践研究はすべての都道府県・政令市で必ず実施しなければいけないのか。

(答)

部活動における教師の負担軽減を図ることは、地域を問わず全国において喫緊の課題であるため、本事業ではすべての都道府県・政令市において実践研究に取り組んでいただきたいと考えています。

問 1 6 本事業における休日の部活動の位置付けは学校部活動なのか、地域のスポーツ活動なのか。

(答)

本事業は、休日の部活動の段階的な地域移行を進める令和5年度に先駆けた実践研究であるため、原則として、拠点校における休日の部活動については、学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動に移行していただきたいと考えます。

一方で、教師に代わる指導者や大会への引率を担う人材について、拠点校におけるすべての運動部・すべての休日で確保することが困難な場合も考えられるため、例外的に、休日も学校部活動として活動することも考えられます。

問 1 7 拠点校において地域移行に取り組む部活動数は、予算積算上の数（市部5、町村部3）は必須か。移行可能な部活動のみでもよいのか。

(答)

必ずしも予算積算上の数の実施が必須ではありませんが、できるだけ多くの部活動について地域移行に取り組んでいただきたいと考えます。

問 1 8 休日に加え、平日の部活動を地域移行する場合、本事業の対象となるのか。

(答)

平日の部活動を地域移行する場合にも本事業の対象となります。

なお、平日の部活動のみを地域移行する場合には、本事業の対象とはなりません。

問 19 来年度当初から、休日の部活動は完全に地域移行した形で、地域スポーツ活動として実施しなければならないのか。

(答)

来年度当初から、休日は学校部活動ではなく、地域のスポーツ活動として実施することが望ましいと考えますが、指導者や運営団体の確保などの課題がありますので、拠点校の状況を踏まえて、まずは、休日の学校部活動に外部指導者を参画させることや、一部の学校部活動から地域移行に取り組むなど、本事業の中で段階的・計画的に地域移行を実施することも考えられます。

問 20 休日の部活動を地域スポーツ活動として実施する際、事故等に係る責任の所在はどうなるのか。

(答)

休日の部活動を地域スポーツ活動に移行する場合、学校教育から切り離すこととなるため、事故等が起こった際には、学校ではなく、活動を運営する団体等が責任を負うことになると思います。そのため、地域スポーツ活動を行う場合は、学校管理下で行われる教育活動中の事故が対象となる災害共済給付は適用外となるため、保険に加入することが適切と考えます。

問 21 休日の部活動を地域スポーツ活動として実施する際、部活動ガイドラインが定める活動時間や休養日を遵守しなければならないのか。

(答)

地域のスポーツ活動は、部活動ガイドラインが適用されませんが、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、平日と休日の活動時間のバランスをとる観点から、部活動ガイドラインに準拠して、活動時間や休養日を設定することや、短時間で効果が得られる指導を行うことが適切と考えます。

問 22 休日の地域スポーツ活動と平日の学校部活動において、仮に指導者が異なる場合、生徒が混乱するのではないか。

(答)

休日の部活動の地域移行は、教師の負担軽減だけでなく、生徒がより専門的な指導を受けられるなど、生徒のニーズに応えることも目的としているところであるため、生徒が混乱することのないよう、実践研究において、平日と休日の指導内容等の連携を図ることが重要だと考えます。

問23 拠点校が休日の大会に参加する際は、学校部活動なのか、地域のスポーツ活動なのか。

(答)

地域のスポーツ活動としての大会参加が認められており、休日に大会引率を担う人材を確保できる場合には、地域のスポーツ活動として参加することが考えられます。

なお、地域スポーツ活動であっても、平日の学校部活動に参加する生徒のみで大会に出場する場合であって、校長が認めるときは、学校代表として参加することが考えられます。

一方で、地域スポーツ活動としての大会参加が認められない場合や休日に大会引率を担う人材の確保が難しい場合には、大会が生徒にとって成果発表の場であることを踏まえ、生徒の大会参加の機会が損なわれないように、学校部活動として教師や部活動指導員が大会への引率を行うことも考えられます。

問24 事業の対象となる費目は何か。

(答)

具体の対象費目については、事業の円滑な実施に向けて、借損料、通信運搬費、雑役務費（保険料含む）、再委託費などを含めて、できる限り国の委託費で広く賄えるようにします。

問25 休日の部活動を地域スポーツ活動として実施する際、生徒の保険料、会場使用料など、これまでの学校部活動に比べて保護者の負担が増える場合があるが、その費用について国の委託費から支出してもよいのか。

(答)

拠点校における実践研究を円滑に実施する観点から、国の委託費から支出することは差し支えありません。

一方で、地域スポーツ活動にかかる費用については、受益者負担が適切であると考えており、委託事業終了後の費用負担について保護者の理解を得るとともに、その負担額についてアンケートを通じて把握していただきたいと考えています。

問26 地域スポーツ活動の指導者を任用する場合、賃金や資格などの雇用条件はあるのか。

(答)

中学生を対象として、体力・競技技能の向上に資するように適切な指導を行える人材が望ましいと考えます。

なお、地域スポーツ活動の指導者が学校部活動の意義を理解した上で指導を行うことができるよう、部活動ガイドラインを踏まえ、部活動指導員と同様の研修を行うことが望ましいと考えます。

問 2 7 地域スポーツ活動の指導者として、部活動顧問等の教師を活用してもよいか。

(答)

休日の地域スポーツ活動において、指導等を希望する教師に御協力いただくことは問題ありません。その際は、学校教育から切り離れたうえでの地域スポーツ活動であることを踏まえ、教師の立場ではなく、兼職兼業の許可を得た上で、指導等に携わっていただくこととなります。

ただし、兼職兼業の運用にあたっては、教師が希望しないにもかかわらず、休日の指導等に従事させることは決してあってはならないと考えます。

なお、兼職兼業の考え方や留意点等については、現在、整理を行っているところであり、可能な限り早期にお示しします。

問 2 8 地域スポーツ活動の指導者として、既に任用している部活動指導員を活用してもよいか。

(答)

部活動指導員として平日の部活動指導を担っている方について、休日の地域スポーツ活動における指導にも御協力いただくことは問題ありません。その際には、学校教育から切り離れたうえでの地域スポーツ活動であることを踏まえ、地域の指導者として参画いただくことが適切であると考えます。

一方で、本事業の趣旨を踏まえると、既に任用されている部活動指導員を活用するのではなく、新たに、教師に代わり休日の活動の指導を担う地域人材（指導者）の確保にも取り組んでいただきたいと考えます。

なお、拠点校として選ばれた場合も、平日にかかる部活動指導員に関しては、「補習等のための指導員等派遣事業」の対象となります。

## <合同部活動等の推進>

問29 本事業の趣旨・目的は何か。

(答)

少子化の進展により、地域によっては、学校の生徒数も著しく減少していくことが想定される中、部員数が減少し、維持・運営が困難になった種目の運動部活動を廃止する従来の取組では、生徒のスポーツ活動の機会の確保が困難になることが懸念されることを踏まえ、地域の実情に応じた合同部活動を推進するとともに、併せてその中でICT活用によるスポーツ活動の機会の充実に向けた実践研究を実施します。

問30 1箇所当たりの予算額はいくらか。

(答)

合同部活動の実践研究実施に係る予算額（予定）

10箇所（都市部5箇所、過疎地域5箇所） 17百万円

1箇所当たり 1.5百万円（都市部） 1.8百万円（過疎地域）

※都市部及び過疎地域の箇所数の配分については、申請状況や審査における委員の意見等も踏まえ、変更される場合もあります。

問31 本事業は補助事業なのか、委託事業なのか。

(答)

本事業は、国の委託事業として各自治体（都道府県または市区町村）において実施していただくものです。

問32 実践研究はすべての都道府県で必ず実施しなければならないのか。

(答)

休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究とは異なり、事業の実施を希望する各自治体（都道府県または市区町村）において実践研究に取り組んでいただきたいと考えており、公募の申請については、都道府県を経由せずに市区町村から直接行うことも可能です。

問33 高等学校における実践研究は本事業の対象となるのか。

(答)

高等学校の取組にかかる公募の申請についても受理はしますが、本事業は中学校における取組を想定しているため、委託先の選定の際には、中学校における取組から優先的に採択を行う予定です。

問34 「都市部」と「過疎地域」の違いは何か。

(答)

都市部は、学校間の地理的距離が近接しており、生徒が徒歩などにより隣接する学校へ移動することが可能な地域を想定しています。

過疎地域は、学校間の地理的距離が遠隔していたり、学校が山間部に立地していたりするため、生徒の隣接する学校への移動が制約されている地域を想定しています。

<その他>

問35 事業に関する説明会は実施しないのか。

(答)

令和3年1月7～8日に各都道府県・指定都市教育委員会の事業担当者を対象に、オンラインによる説明会を実施します。

## 令和 3 年度地域運動部活動推進事業に関する説明会について

### 1 開催方法・内容

各都道府県・指定都市を 6 つのグループに分け、以下の日時にオンライン(Webex)による事業説明会を開催します。本説明会においては、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の概要及び来年度事業の進め方などをスポーツ庁から説明し、その後、質疑応答の時間を設けます。

### 2 日時

令和 3 年 1 月 7 日 (木)	10:30～11:30	Aグループ
	13:30～14:30	Bグループ
	15:30～16:30	Cグループ
令和 3 年 1 月 8 日 (金)	10:30～11:30	Dグループ
	13:30～14:30	Eグループ
	15:30～16:30	Fグループ

### 3 グループ

A	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
B	千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
C	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
D	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
E	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市
F	名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

### 4 参加対象・人数

#### (1) 参加対象

令和 3 年度地域運動部活動推進事業の担当者

#### (2) 参加人数

都道府県及び指定都市から各 1 名

### 5 参加申込

別添「参加申込書」を令和 2 年 1 2 月 2 4 日 (木) 17:00 までに、電子メールで提出してください。

提出先：スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係

MAIL：staiiku@mext.go.jp

※ 上記 2 で割り振った日時に参加が困難な場合は、「参加申込書」に参加可能な日時を記載してください。

※ Webex の設定方法やミーティングリンク等については、改めてお知らせします。

※ 機器の接続テストを希望される場合は、「参加申込書」にその旨記載願います。

別 添

## 令和3年度地域運動部活動推進事業に関する説明会 参加申込書

次の①～⑦の事項について全て記載し、**12月24日（木）17時00分までに電子メールで提出**してください。

①都道府県・指定都市名	②氏 名	③職 名	④所 属 名 所属課名まで記載してください。	⑤メールアドレス	⑥日時の変更希望 割り振られた日時の変更を希望する場合のみ選択してください。	⑦機器接続テストの希望有無	備 考
リストから選択					リストから選択		
(記入例)	文科 太郎	指導主事	〇〇県教育委員会 保健体育課	〇〇@mext.go.jp	1月7日（木）10：30～11：30	希望しない	

※その他、特記すべき事項がありましたら、備考欄に記入してください。

提 出 先：スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係 青木、西戸

MA I L : staiiku@mext.go.jp

# 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



## 部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合**が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

## 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

## 改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

## 具体的な方策

### I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**  
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

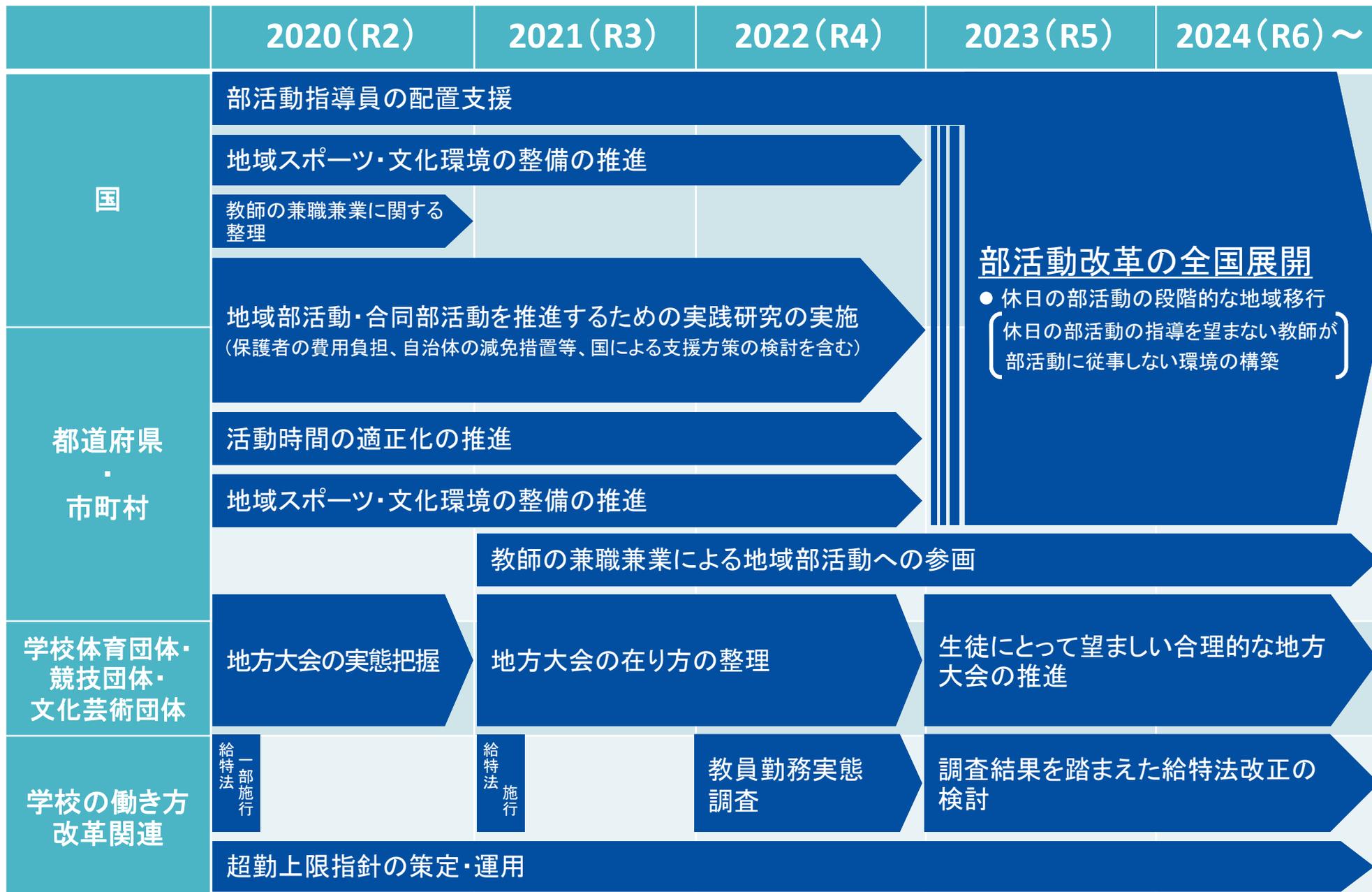
### II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**I C T活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

# 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



## 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について

### はじめに

文部科学省では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、部活動ガイドラインを策定し、部活動の適正化を推進している。他方、学校の働き方改革は喫緊の課題であり、中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」ことが指摘されている。

これらの指摘も踏まえつつ、今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである。

部活動をめぐる様々な関係者がそれぞれの立場で協力しながら、以下に示す方策について段階を踏んで着実に実施することにより、部活動における教師の負担軽減に加え、部活動の指導等に意欲を有する地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものである。

### ○学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方

#### (部活動の意義と課題)

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。
- ・部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。
- ・一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている。
- ・教師の勤務を要しない日（休日）の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もある。

#### (改革の方向性)

- ・今回の部活動改革については、公立学校における働き方改革の視点も踏まえ、教師の負担軽減を実現できる内容とすることが必要である。このため、公立学校を対象とした部活動改革とするとともに、主として中学校を対象とし、高等学校についても同様の考え方を基に部活動改革を進める。なお、高等学校における部活動は、学

校の特色ある活動として位置づけられている場合もあることに留意すべきである。このような学校については、別途、設置者の責任において、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制を構築すべきである。私立学校においても、公立学校における取組も参考にしながら、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

- これまでの部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立っており、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現するためには、特に休日の部活動における教師の負担軽減を図る必要がある。部活動は、学校教育の一環として行われる活動であるが、必ずしも教師が担う必要のないものであることを踏まえ、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきである。
- 一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要である。部活動に代わり、生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を保障する観点から、教師の勤務を要する日（平日）において学校の活動として行われる部活動（学校部活動）と教師の勤務を要しない日（休日）において地域の活動として行われる部活動（地域部活動）との連携を図りながら、地方自治体等において、地域部活動の実施のために必要な取組を行うことが求められる。

## ○具体的な方策

これまで適正な部活動の実現に向けた部活動改革として、部活動指導員などの外部指導者の活用、活動時間や休養日の基準の設定、短時間で効果的な指導の推進などに取り組んできたところである。

今回の部活動改革は、部活動の教育的意義を踏まえつつ、更なる学校の働き方改革を実現するため、部活動ガイドラインを踏まえた取組の一環として実施するものであり、具体的には以下の取組を進める。

### 1. 休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

#### (地域部活動の運営主体)

- ・地域部活動の運営主体は、退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが考えられる。
- ・こうした地域団体において地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保しつつ、当該団体の責任の下で、生徒の安全の確保や指導者への謝金の管理など、地域部活動の管理運営が行われることについて、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。
- ・休日の大会・コンクールへの参加については、平日の学校部活動に参加する生徒のみで参加する場合で校長が認めるときは、地域部活動に参加する生徒が学校代表として参加することが考えられる。
- ・学校代表としての大会参加を含め、地域部活動の際に事故が発生した場合は、地域部活動の運営主体や大会の主催者が責任を負うことになるが、生徒が怪我をした場合の救護や保護者、学校、教育委員会等への連絡など、事故発生時の役割分担について、あらかじめ明確にするとともに、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。
- ・なお、大会への引率については、指導のみを担う場合と比べて地域人材の確保が当面限定的になると考えられるため、やむを得ない場合に限り、教師が学校部活動として大会引率を行うことも考えられる。

#### (休日の指導等を担う地域人材の確保)

- ・休日の地域部活動については、教師ではなく地域人材が担うものであり、地方自治体は、教師に代わり生徒の指導や大会への引率を担う地域人材の確保に向けて、人材バンクを整備・活用し、関係団体と連携しながら、人材の育成からマッチングまでの民間人材の活用の仕組みを構築するなどの取組を行う。
- ・地域部活動の指導者は、部活動に参加する生徒の意向を踏まえ、指導方針や活動内容を決定する。その際、平日の学校部活動との関連性を考慮する必要がある。
- ・また、地域部活動の指導者が部活動の意義を理解した上で、生徒のスポーツ・文化への興味関心の向上や体力・技能の向上に資する指導を行うことができるよう、部活動ガイドラインを踏まえ、部活動指導員と同様の研修を行うことが望ましい。
- ・地域部活動において休日の指導を希望する教師は、教師としての立場で従事するのではなく、兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事することとなる。令和3年度以降教育委員会において兼職兼業の許可の仕組みを適切に運用できるように、今年度中に兼職兼業の考え方や労働時間管理、割増賃金の支払い等について整理を示すこととする。
- ・なお、兼職兼業の運用に当たっては、あくまで休日の指導を希望する教師の申請を教育委員会が許可する仕組みであることから、教師が希望しないにもかかわらず、

休日の指導等に従事させることがないよう十分留意する。

- また、教師のライフステージに応じ、部活動への携わり方を主体的に選択できるような弾力的な取り扱いが望ましい。
- 部活動に対する教師の負担軽減に向けて大きな役割を果たしている学校部活動における部活動指導員の配置に対する国による支援については継続する必要があると考えられる。

(地方自治体や保護者による費用負担と国による支援)

- 地域部活動の指導者（兼職兼業の許可を得た教師を含む。）の確保に当たっては、謝金を要する場合が発生すると考えられる。
- また、地域部活動の場所や用具の確保に当たっては、使用料を要する場合が発生すると考えられる。
- 地域部活動の実施に当たっては、事故に備えるため、保険への加入が望ましい。
- 地域部活動の費用負担については、生徒の活動機会の保障の観点や受益者負担の観点から、保護者が負担することや地方自治体が減免措置等を講ずることが適切であると考えられるが、これまで両者による負担等が行われていない実態や休日に教師が部活動に従事する場合における現行の特殊勤務手当を考慮しつつ、国による支援方策についても検討する。

(休日の地域部活動を推進する拠点校（地域）の整備)

- 休日の地域部活動の実現に向けた取組を総合的に推進するため、各都道府県に拠点校（地域）を設け、国として拠点校（地域）における実践研究を実施する。併せて、その成果を他の学校に横展開することにより、全国のすべての学校において、休日の部活動における教師の負担軽減を計画的に実現する。なお、拠点校（地域）を含め、早期に地域移行が可能な学校（地域）においては、速やかに休日の地域部活動の実現に向けた取組を進める。

## 2. 合理的で効率的な部活動の推進

(合同部活動の推進)

- 地域の実情を踏まえ、特に少子化の影響が大きい過疎地域においては、地方自治体の判断に基づき、市町村を越えた他校との合同部活動を推進するとともに、都市部においては、市内の近隣校との「拠点校方式」による合同部活動を推進する事業を実施する。その際、地理的な課題が生じるが、ICTを活用することで、生徒が移動することなく指導を受けたり、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるよう実践研究を推進する。

### (大会・コンクールの在り方の整理)

- ・全国大会に参加できるのは、一部の学校であり、大多数の学校が関係するのは地方大会である。このため、学校の働き方改革の観点も踏まえ、主に地方大会の在り方を整理する必要がある。
- ・従って、国は、関係団体による全国大会の見直しを促進するとともに、地方自治体が関係団体と連携・協力して、地方大会の開催の実態を把握し、大会の在り方について整理するよう要請する。
- ・また、大会が生徒の活動の成果発表の場であることを考慮しつつも、生徒の大会参加による負担が過度にならないように、参加する大会を精選する。
- ・併せて、大会の参加資格については、学校以外のチームも参加できるよう弾力的な取扱いの検討を要請する。

### おわりに

以上の方策は、部活動改革のゴールではなくマイルストーンである。

部活動は生徒にとって教育的意義の高い活動である一方で、教師の献身的な勤務に支えられており、もはや持続可能な状態にあるとは言えない。部活動は、すべてを学校の教師が担うのではなく、生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力の下で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支えていくことが求められる。

このような部活動改革は、地域や活動内容によってそれぞれの部活動の状況が異なることを踏まえれば、各地域で実践研究を行いながら、段階的に着実な取組を進める必要がある。この改革には、関係者の意識変革が不可欠であり、その際、国、地方自治体、学校関係者がそれぞれの役割を果たすことにより、今回の部活動改革が結実するものと考えている。

その上で、今回の部活動改革の成果や課題も見極めながら、地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現や、学校の働き方改革を通じた学校教育の質の向上を図るため、部活動ガイドラインの改訂を含め、更なる取組を進めることが関係者の責務であり、休日の部活動の段階的な地域移行は、そのための第一歩である。